



2011年8月18日 第2011-25号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】産業政策グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

賠償請求に領収書等の保管が重要!

8月5日に政府の原子力損害賠償紛争審査会より「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定に関する中間指針」が示された。

指針で示した主な内容は、避難指示に係る損害、航行禁止及び飛行禁止区域設定による損害、農林水産物等の出荷制限指示による損害、その他の政府指示による損害、風評被害、間接被害、放射線被ばくによる損害である。避難指示に係る損害では、「対象区域」、「避難等対象者」、「損害項目」の3項目で指針が示された。

避難指示による損害について

対象区域は、「避難区域」として設定された地域、屋内退避区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点、地方公共団体が住民に一時退避をした区域とした。

避難等対象者は、避難等指示により避難等を余儀なくされた者とした。

損害項目は、「検査費用(人)」、「避難費用」、「一時立入費用」、「帰宅費用」、「生命・身体的損害」、「精神的損害」、「営業損害」、「就労不能等に伴う損害」、「検査費用(物)」、「財物価値の喪失または、減少等」の10項目とした。

損害賠償の請求等に対する算出根拠に当たっては、被災者が負担した費用の実費(領収書等で証明)を賠償することを基本としている。領収書等で立証できない場合は、客観的な統計データ等で推計するとしている。

個別判断が必要な、生命・身体的損害については、逸失利益等も賠償対象とした。

また、精神的損害では、精神的苦痛を損害として認め賠償対象とした。

精神的苦痛に対する損害額

発生から6か月間まで一人月額10万円を目安とする。

(避難所・体育館・公民館等生活の場合は、

一人月額12万円)

6か月以降12か月まで、一人月額5万円を目安とする。

長期化した場合は、改めて検討する。

始期は原則3月11日とする。6月20日以降は、避難した日とする。終期は、避難指示等の解除した日として、相当期間経過後の損害は賠償の対象とならない。

営業損害

事業に支障が生じたため現実に減収があった場合に賠償すべき損害とする。(逸失利益)

また、事業に支障が生じたために負担した追加的費用(従業員に係る追加経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等)や、事業への支障を避けるため又は、事業を変更したために生じた追加費用(事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等)も、必要かつ合理的な範囲で損害として賠償対象とした。解除後の復旧費用等も賠償対象とした。

就労不能等に伴う損害

事業者の営業損害により、就労不能となった場合には、勤労者に対して、給与等の減収及び必要かつ合理的な範囲の追加費用が損害として賠償対象とした。

財物価値の喪失または、減少等

財物の管理が不能等になったために起きた損失及び追加的費用は損害として賠償対象とした。

損害賠償の請求に当たっては、損害に対する明細を各自が作成し証明していく必要があります。領収書や、財産目録、移動記録などできるだけ細かいメモと写真等の整理をしておくことが必要です。